

※ 申請に当たり、他の補助金用の添付書類を転用できる場合があります。事前にご相談ください。

名称

「食パラダイス鳥取県」づくり支援交付金

施策概要

「食パラダイス鳥取県」の推進のために行う、県産品のブランド化、魅力アップを図り、食による県外からの誘客を図る取組、名物料理開発による地域振興等、食パラダイス鳥取県につながる地域を巻き込んだ、県民の活動を促進することを目的として交付する。

1 一般枠・コンベンションPR枠・直売所連携魅力アップ枠

1 事業の内容	<p><一般枠> 食パラダイス鳥取県の推進のための情報発信や県産品のブランド化の推進、特産品開発、名物料理づくり等、食を切り口にした産業振興、地域振興に資する取組</p> <p><コンベンションPR枠> 全国からの来県者が見込まれる全国規模のスポーツ大会やコンベンション等に参加する来県者に対し、民間の方々のノウハウや活力を最大限に活用し、「食パラダイス鳥取県」をPRする民間等の取組</p> <p><直売所連携魅力アップ枠> 県内の直売所が連携し、活性化・魅力向上を図る取組</p>
2 交付対象者	<p><一般枠> 鳥取県の食材や食文化、料理等の普及活動、地域資源を活用した名物料理づくりや特産品開発、ブランド化推進に取り組む県内外の民間団体、任意グループ等(※市町村、食パラダイス鳥取県ブランド団体支援交付金・鳥取県林業団体等支援交付金の対象団体、個別企業等は対象外。※原則として鳥取県内に事業所等を有する者。)</p> <p><コンベンションPR枠> 鳥取県の食材や食文化、料理等の普及活動、地域資源を活用した名物料理づくりや特産品開発、ブランド化推進に取り組む県内の民間団体、任意グループ等</p> <p><直売所連携魅力アップ枠> 県内の直売所・道の駅、直売所・道の駅が連携して組織する協議会、農漁協等</p>
3 交付対象経費	<p>事業実施に必要な調査、食材等の購入、情報発信、イベント開催等に要する経費 (実施主体の運営に係る経常的な経費、人件費、食糧費、器具・備品等の減価償却資産購入費(10万円以上のもの)は除く)</p>
4 交付率	2/3以内
5 交付金上限額	<p><一般枠> 上限額2,000千円 <コンベンションPR枠> 上限額250千円 <直売所連携魅力アップ枠> 上限額500千円</p>

2 特別枠

1 事業の内容	<p>食パラダイス鳥取県の推進のための食の美味しさ、楽しさの発信や郷土料理等の文化的側面などに着目した営利を目的としない取組</p>
2 交付対象者	<p>食パラダイス鳥取県の推進につながる企画事業を実施できる県内外の民間団体、任意グループ、企業等(ただし、食パラダイス鳥取県ブランド団体支援交付金・鳥取県林業団体等支援交付金の対象団体を除く。)</p> <p>※構成員に県外事業者等を含む場合、構成員の1/2未満とし、主となる事業者は県内に事業所等を有する者とする。</p>
3 交付対象経費	<p>事業実施に必要な調査、食材等の購入、情報発信、イベント開催等に要する経費 (ただし、実施主体の運営に係る経常的な経費、人件費、食糧費、器具・備品等の減価償却資産購入費(10万円以上のもの)は除く)</p>
4 交付率	10/10以内
5 交付金上限額	上限額250千円

問合せ先

市場開拓局食パラダイス推進課 TEL:0857-26-7835

詳しくはこちら

<https://www.pref.tottori.lg.jp/item/1031722.htm>

※ 申請に当たり、他の補助金用の添付書類を転用できる場合があります。事前にご相談ください。

名称

「食パラダイス鳥取県」マーク活用支援事業

施策概要

「食パラダイス鳥取県」アンバサダー、とっとり県産品「鳥取物がたり」登録事業者、「鳥取県ふるさと認証食品」認証事業者、「食のみやこ鳥取県」特産品コンクール又は「食パラダイス鳥取県」特産品コンクール入賞事業者が作成する各ロゴマークを入れた商品パッケージ等の経費を支援する。

○支援内容

補助対象経費	以下のロゴマークが入ったパッケージ・出荷資材版下の作成、ロゴマーク入りシール作成経費。 1 「食パラダイス鳥取県」ロゴマーク 2 「鳥取物がたり」ロゴマーク 3 鳥取県ふるさと認証食品マーク 4 「食のみやこ鳥取県」特産品コンクール又は「食パラダイス鳥取県」特産品コンクールロゴマーク
補助率及び補助金額等	1 補助率：補助対象経費の1/2 2 補助金額：1事業者につき5万円/年度(2年連続活用は不可)
補助対象者	・「食パラダイス鳥取県」アンバサダー ・「鳥取県ふるさと認証食品」登録事業者 ・「鳥取物がたり」登録事業者 ・「食のみやこ鳥取県」特産品コンクール及び「食パラダイス鳥取県」特産品コンクール入賞事業者

○参考

「食パラダイス鳥取県」アンバサダー ※登録により各種事業対象となるほか、「食パラダイス鳥取県」の販促グッズを提供する。	「食パラダイス鳥取県」推進の趣旨に賛同し、その実現に向けて新たなチャレンジを行う事業者を登録対象とする。 1 販売店 県産品の販売、PRに力を入れること 2 飲食店、旅館・ホテル 料理メニュー等に積極的に県産品を活用し、その良さをPRすること 3 生産者、食品製造業者 県産品の生産あるいは県産農林水産物を原材料に使用した加工食品の製造を行うことに加え、積極的に県産品の良さについての情報発信を行うこと 4 前各号に該当しない企業、法人、団体等 「食パラダイス鳥取県」推進のために自ら取り組み、又は応援すること ※参考URL： https://www.pref.tottori.lg.jp/311299.htm
ふるさと認証食品	県内の工場で製造され、食品添加物を使用していない又は品質を保持するため必要最小限度としている、次に掲げるいずれかのもの。 1 原材料に県産農林水産物を用いている加工食品(重量割合50%以上) 2 地域に古くから伝わる伝統的な製造方法を用いて作られている加工食品 3 県独自の新技术を用いて作られている加工食品 ※参考URL： http://www.pref.tottori.lg.jp/178533.htm
とっとり県産品「鳥取物がたり」	次に掲げるいずれかのもの。 1 県内において製造加工された産品 2 県外において製造加工された産品であって産品を特徴づける材料、技術等が県内で生産又は伝承されているもの。 ※参考URL： http://www.pref.tottori.lg.jp/item/852435.htm
「食パラダイス鳥取県」特産品コンクール	応募資格：鳥取県内に本店、支店その他の事業所を有する法人、組合、各種団体、グループ又は個人 応募要件：鳥取県産の農林水産物を主原料とした加工食品又は鳥取県産の農林水産物の特徴を活かした加工食品であること等(詳細はホームページをご覧ください。) ※参考URL： https://www.pref.tottori.lg.jp/178534.htm

問合せ先

市場開拓局食パラダイス推進課
TEL:0857-26-7835
FAX:0857-21-0609

詳しくはこちら

<http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=192844>

※ 申請に当たり、他の補助金用の添付書類を転用できる場合があります。事前にご相談ください。

名称

「食パラダイス鳥取県」多様な食でおもてなし推進事業

施策概要

地元食材を使用したメニュー・サービス及び加工品の開発・改良やPR活動、食に係る従業員の接客、調理及び加工技術向上に向けた研修等を支援する。

事業内容

補助対象事業	1 主として県産農林水産物又は県産ジビエを用いた以下のようなメニュー・サービス及び加工品の開発・改良 ・ベジタリアン、ヴィーガン等に対応する料理 ・美容・健康志向に対応するメニューや商品(研究機関での食品分析等も含む) ・米粉を使用したメニュー・加工品 ・ポップカルチャー等を活用した地元グルメ ・新たな土産物や食べ歩きグルメ ・ペット同伴旅行者のペット用フード・メニュー ・キャンプ飯・サウナ飯のメニュー・サービス 等 2 1のPR(ただし、1の開発・改良を行った者が行う1の成果品に関するPRに限る) 3 食に係る従業員の接客、調理及び加工技術向上に向けた研修
注意事項	(1)補助金の交付決定前に行った取組の事業の経費は、補助対象外となります。 (2)補助事業に関する書類は、事業完了した年度の翌年から5年間保管してください。
補助率及び補助金額等	1 補助率:補助対象経費の2/3(県費のみ) 2 補助限度額:1事業者 1,200千円/事業年度(最大2カ年度) ただし、各補助対象事業に係る補助上限額は次のとおりとする。 1:600千円、2:300千円、3:300千円
補助対象経費	試作材料費、機械設備に要する経費(ただし、50万円未満のものに限る)、食品分析等に係る経費、資材作成費、研修に係る経費 等
補助対象者	「食パラダイス鳥取県」アンバサダーに登録された県内飲食店、食品加工業者等

問合せ先

市場開拓局食パラダイス推進課 TEL:0857-26-7835

詳しくはこちら

<https://www.pref.tottori.lg.jp/311689.htm>

※ 申請に当たり、他の補助金用の添付書類を転用できる場合があります。事前にご相談ください。

名称

おいしい鳥取PR推進事業費補助金

施策概要

本県農林水産物及び農林水産加工品の県外への販路開拓・消費拡大の取組に対し支援します。
 ○県外消費者等と産地交流を行うツアーの開催などによる国内販路開拓
 ○見本市、商談会等への出席、試食販売など、国内販路開拓
 ○小売店における1月以上のテスト販売や年4回以上の試食販売による県外販路の定着化

○支援内容

1. 事業実施主体

- (1) 農林業経営体又は漁業者
- (2) 構成員の一部に(1)を含む任意組織
- (3) 県内の伝統的な加工食品を製造する小規模事業者、当該業種の事業者で構成する任意組織又は組合
- (4) 鳥取県内の農林水産物生産者と連携した食品を製造する小規模な食品加工製造事業者

2. 補助限度額及び補助率

補助事業名	限度額	補助率
消費者交流事業 販路開拓事業	150千円 (任意組織又は組合で補助事業参加者が4構成者以上の場合は300千円)	1/2
販路定着化事業	200千円 (任意組織又は組合で、補助事業参加者が4構成者以上の場合は400千円)	1/2

3. 事業区分及び補助対象経費

補助事業名	補助対象経費
消費者等交流事業	事業実施主体の創意工夫により、県外での販路開拓を目的に行う次の取組みに要する経費。 ・県外の販売先等を通じて募集するなどした消費者と県内生産者の県内での交流(産地視察、農業体験、意見交換会等) ・シェフ等の産地視察に係る経費
販路開拓事業	事業実施主体の創意工夫により、県外での販路開拓を目的に行う次の取組みに要する経費。ただし、アンテナショップ(とっとりおかやま新橋館)での取組は除く。 ・特定の小売店等とのタイアップによる販路拡大 ・複数団体の連携による共同PR、販売促進(県外団体との連携も含む) ・新たな流通確立のためのテストマーケティング ・展示会、商談会等への参加 ・商品PRイベント等の開催、多くの来場者が見込めるイベントへの出展
販路定着化事業	県外における販路開拓拠点(インショップ等)定着化の取組のために行う次の取組みに要する経費。ただし、アンテナショップ(とっとりおかやま新橋館)での取組は除く。原則として、既に一定の取引があり、その取引を定着・拡大するために行う取組に限る。 ・インショップ展開 ・同一店舗での1月以上のテスト販売、年4回以上の試食販売の実施

注1) 県内の伝統的な加工食品とは、酒造及び菓子、味噌、醤油等、地域に古くから伝わる伝統的な製造方法

でつくられている農林水産加工食品である。

注2) 小規模事業者とは、商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第2条で定める、

常時使用する従業員の数が20人以下の事業者とする。

問合せ先

市場開拓局 販路拡大・輸出促進課 TEL:0857-26-7767 FAX:0857-21-0609

詳しくはこちら

<https://www.pref.tottori.lg.jp/69491.htm>

※ 申請に当たり、他の補助金用の添付書類を転用できる場合があります。事前にご相談ください。

名称

ふるさと産業支援事業補助金

施策概要

伝統工芸等を営む事業者(組合・グループ・個人)が行う新商品開発・販路開拓を支援します。担い手不足で伝承の危うい伝統工芸品の研修について市町村等を支援します。

1. 新商品開発・販路開拓

(1) 補助対象者、補助金額及び補助率

事業	対象業種	事業主体	補助率	補助限度額
新商品開発	ふるさと産業事業者	4者以上のグループ、組合	1/2	500千円
		3者以下のグループ、個人		300千円
海外販路開拓	ふるさと産業事業者	4者以上のグループ、組合	1/2	1,000千円
		3者以下のグループ、個人		500千円
国内販路開拓	ふるさと産業事業者	4者以上のグループ、組合	1/2	300千円
		3者以下のグループ、個人		200千円
国内販路開拓	ふるさと産業事業者	就業後5年以内の若手の個人又はグループ	2/3	200千円

※令和5年度は、同一地域で3回以上利用されている方も申請できます。

(2) 補助対象経費

経費区分	内容
謝金	委員謝金、専門家謝金、講師謝金
旅費	委員旅費、専門家旅費、講師旅費、職員旅費
庁費	原材料費、機器装置又は工具器具購入費、製造・改良又は据付けに要する経費、外注加工費、コンサルタント雇用料、会議費、会場借料、会場整備費、デザイン料、印刷製本費、資料購入費、通信運搬費、調査研究費、広告宣伝費、通訳料、翻訳料、消耗品費、雑役務費、機械器具借料及び損料、資料作成費、原稿料、保険料
委託費	事業の一部を委託する経費

(3) 募集期間： 随時(ただし、補助金予算額が満額になり次第締め切ります。)

2. 後継者育成

(1) 補助金額・補助率

- ① 研修・滞在経費助成
補助率1/2、補助限度額50千円/月
- ② 研修受入助成
補助率1/2、補助限度額25千円/月
- ③ 家賃助成
補助率1/2、補助限度額10千円/月
- ④ 伝統産業人材育成県外派遣
定額補助、補助限度額50千円/月

(2) 補助対象期間

研修期間は2年以内。ただし(1)の①～③については、伝承に不可欠であれば、改めて審査の上、更に1年延長できる場合がある。

(3) 実施主体

市町村、事業者等

(4) 研修従事者

- ① 研修従事者は公募により募集し、選考する。
- ② 研修従事者を「労働力」として受け入れてはならない(補助金返還規定あり)。

問合せ先

市場開拓局販路拡大・輸出促進課
TEL: 0857-26-7259
FAX: 0857-21-0609

詳しくはこちら

<http://www.pref.tottori.lg.jp/38909.htm>

※ 申請に当たり、他の補助金用の添付書類を転用できる場合があります。事前にご相談ください。

名称

海外ビジネス支援補助金

施策概要

海外需要獲得に向かう取組及び海外との経済交流の取組に対し、その経費の一部を助成します。

1 対象事業

- (1) 海外商談会見本市物産展出展事業(インターネットを利用し非対面で実施するものを含む)
- (2) 海外バイヤー等招へい事業
- (3) 商品の輸出入に伴い法制度上必要な各種検査及び証明書等認証関係書類作成事業
- (4) 仕様変更支援事業(輸出・輸入)
- (5) 外国語資料翻訳事業

※補助対象経費の総額が10万円以上の事業とする。

※鳥取県補助事業「新しい生活様式における輸出促進活動支援補助金」に該当する事業は補助対象外とする。

2 補助金の額

補助対象経費の1/2以内(1社あたり上限75万円)

3 公募時期

随時(公募開始 令和5年4月から)

4 事業実施時期

交付決定日から令和6年3月10日まで

問合せ先

公益財団法人鳥取県産業振興機構とっとり国際ビジネスセンター
TEL:0859-30-3161

事業実施は公益財団法人鳥取県産業振興機構とっとり国際ビジネスセンター

詳しくはこちら

<http://www.tottori-kaigai.com/index.php?view=5077>

※ 申請に当たり、他の補助金用の添付書類を転用できる場合があります。事前にご相談ください。

名称

海外プロモーション動画作成支援補助金

施策概要

県内企業が行う海外販路開拓を目的とした販売促進向けの動画作成に要する費用の一部を助成します。

1 補助対象経費

オンラインを活用した海外販路開拓を目的とする販売促進用の動画作成に係る費用（委託費、賃借料、通信運搬費、諸謝金、通訳翻訳料、旅費交通費）

※鳥取県補助事業「新しい生活様式における輸出促進活動支援補助金」に該当する事業は補助対象外とする。

2 補助金の額

補助対象経費の1/2以内（1社あたり上限20万円）

3 公募時期

随時（公募開始 令和5年4月から）

4 事業実施時期

交付決定日から令和6年2月20日まで

※採択件数は10件程度とする。

※追加募集については、採択状況及び予算状況により、別途公募期間を設ける。

問合せ先

公益財団法人鳥取県産業振興機構とっとり国際ビジネスセンター
TEL:0859-30-3161

事業実施は公益財団法人鳥取県産業振興機構とっとり国際ビジネスセンター

詳しくはこちら

<http://tottori-kaigai.com/index.php?view=5242>

※ 申請に当たり、他の補助金用の添付書類を転用できる場合があります。事前にご相談ください。

名称

学校や地域と連携した地産地消率向上支援事業

施策概要

学校や福祉施設等で提供される給食への県産食材使用率の維持・向上を図るため、市町村等が行う県産食材供給の仕組み作りや地域の食文化継承につながる活動等を支援する。

事業内容

補助対象事業	学校や福祉施設等で提供される給食への県産食材使用率の維持・向上に係る以下の取組に要する経費を支援する。 1 事業推進計画の策定、供給組織の代表者、学校等受給施設、市町村、県等の関係者で構成する推進会議の開催 2 農林水産物を学校給食等へ供給する組織の育成と活性化を支援する活動 3 供給可能な農産物の実証圃の設置 4 学校給食等への運搬体制の整備 5 県内の先進事例調査 6 農協等生産団体を含めての課題の検証、対策及びコストダウン等効率化の検討 7 JA、他市町村との連携による広域的供給体制の整備 8 地域の食文化継承につながる取組 9 その他目的達成に必要な事業 (ただし、1は必ず実施すること)
事業実施主体	1 市町村(直接補助) 2 JA、農業法人、生産者グループ、私立幼稚園等設置者、福祉施設設置者等(市町村を通じた間接補助)
補助率	1/2
補助上限額	1,000千円
補助対象経費	委託費、備品購入費、リース料、旅費、謝金、食糧費、会場借上料、消耗品費、借地料、試作材料費、サンプル費、検査料、パッケージ版下作成、PR用資材等

問合せ先

市場開拓局食パラダイス推進課 TEL:0857-26-7835

詳しくはこちら

※ 申請に当たり、他の補助金用の添付書類を転用できる場合があります。事前にご相談ください。

名称

地域資源活用・農商工連携促進事業

施策概要

加工業者等を支援する団体等が行う、農商工連携・6次産業化取組事業者の商品企画や販路開拓の取組を支援する。

【支援内容】

補助対象	商工団体、地域商社、銀行等 加工事業者等の団体等	
対象経費	(1)	(2)
	農商工連携や6次産業化商品の企画・開発、ブラッシュアップ、販路開拓等に対する専門家派遣に係る経費（専門家の旅費・報償費）。 ● 自社製品のために自社に専門家を招へいする場合を除く。	農商工連携や6次産業化商品を扱う商談会等の開催に要する経費。 ● 事業実施主体の人件費及び食糧費、備品購入費を除く。
補助率	県10/10	県1/2
補助上限	1,000千円 ただし、(2)の事業の補助上限は500千円	

* 専門家派遣、商談会等の開催等両事業を実施する場合であっても、補助上限1,000千円とし、商談会等の開催等の補助率・補助上限は変わりません。

* 農商工連携等の商品に係る支援を対象とし、農林漁業者、農林水産業を営む法人、農漁協から原料を調達しないものは対象外とします。

【主な要件】

- 農商工連携や6次産業化の商品に係る支援とし、農商工連携の場合は、農林漁業者、農林水産業を営む法人、農漁協から原料を調達すること。
- 商談会・展示会については、取り扱う全商品数のうち農商工連携や6次産業化の商品数を概ね30%以上とすること。

問合せ先

市場開拓局食パラダイス推進課 TEL:0857-26-7807、FAX:0857-21-0609

詳しくはこちら

<https://www.pref.tottori.lg.jp/item/1204704.htm#itemid1204704>

※ 申請に当たり、他の補助金用の添付書類を転用できる場合があります。事前にご相談ください。

名称

鳥取県食品産業の輸出向けHACCP等対応施設整備緊急対策事業費補助金

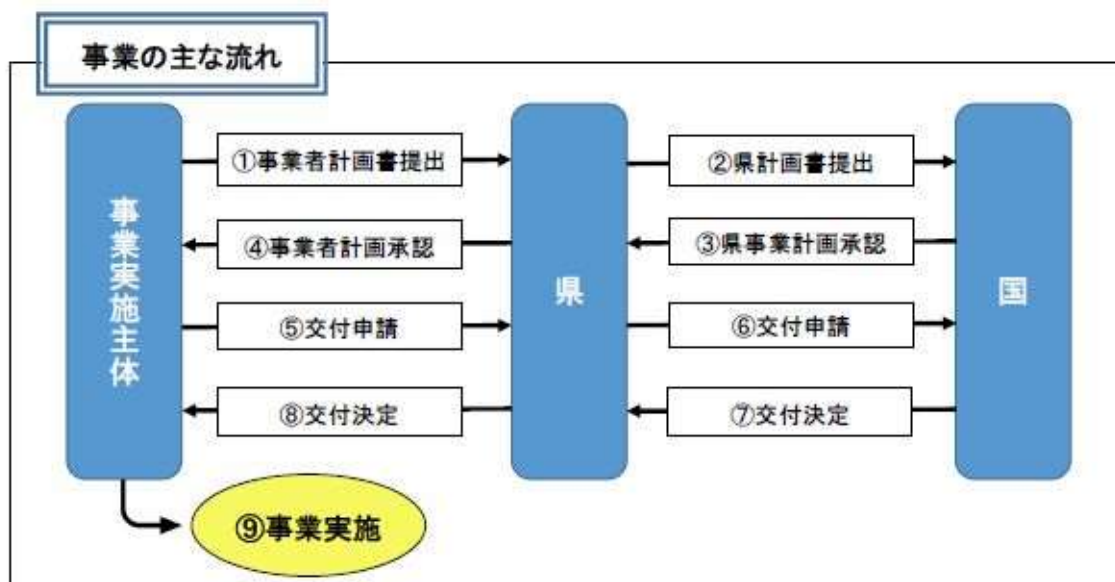
施策概要

農林水産物・食品の輸出拡大を目的に、①HACCP等の認定・認証取得といった、輸出先国から求められる様々な規制及び基準等への対応、②輸出先国のニーズに対応するための製造、加工、流通体制等の整備について支援します。

○支援内容

主な内容	<ul style="list-style-type: none"> ・輸出向けHACCP等の認定・認証の取得(追加認証含む)による輸出先国の規制等への対応 ・輸出先国における検疫や添加物等の認定・認証の取得等を伴わない規制への対応 	<ul style="list-style-type: none"> ・認定取得等に関係しない、輸出先国ニーズに対応するための機器整備
補助率	1/2内(国費のみ)	3/10以内(国費のみ)
補助上限額	上限5億円、下限250万円	
主な採択基準	<ul style="list-style-type: none"> ・GFP(農林水産物・食品輸出プロジェクト)コミュニティサイトに登録していること。 ・投資効率(費用対効果)が1.0以上であること。 ・HACCPチームが編成されていること。等 <p>※農林水産省令で定める「輸出事業計画」の策定・提出が必要です。</p>	

※全体事業費が1千万円を超える場合は金融機関から交付対象事業費の10%以上の貸付けを受ける必要あり。



問合せ先

市場開拓局販路拡大・輸出促進課
TEL:0857-26-7806 FAX:0857-21-0609

詳しくはこちら

<https://www.maff.go.jp/j/shokusan/export/gfp/haccp.html>

※ 申請に当たり、他の補助金用の添付書類を転用できる場合があります。事前にご相談ください。

名称

伝統産業(酒類等)情報発信強化支援事業補助金

施策概要

国内や海外を対象に地酒や酒造の魅力を情報発信する県内の事業者及び団体に対して、国内・海外を対象とした県内酒造と協力しての産地体験ツアー実施、オンライン地酒セミナー実施等、地酒や酒造の魅力の情報発信につながる取組を支援します。

(1) 補助対象者

次の要件を満たす、本補助金交付要綱第2条の交付目的に沿う団体等(事業の実施に当たって設立された実行委員会等を含む)

- ①酒類の製造あるいは販売を県内で行っている事業者であり、本拠地が県内にあるもの
- ②代表者及び所在地が明確なもの
- ③会計経理が明確なもの

(2) 補助金額及び補助率

補助率1/2、補助限度額150千円

(3) 補助対象経費

経費区分	内容
謝金	委員謝金、専門家謝金、講師謝金
旅費	委員旅費、専門家旅費、講師旅費、職員旅費
庁費	原材料費、機器装置又は工具器具購入費、製造・改良又は据付けに要する経費、外注加工費、コンサルタント雇用料、会議費、会場借料、会場整備費、デザイン料、印刷製本費、資料購入費、通信運搬費、調査研究費、広告宣伝費、通訳料、翻訳料、消耗品費、雑役務費、機械器具借料及び損料、資料作成費、原稿料、保険料
委託費	事業の一部を委託する経費

(4) 募集期間: 随時(ただし、補助金予算額が満額になり次第締め切ります)。

問合せ先

市場開拓局販路拡大・輸出促進課
TEL: 0857-26-7259
FAX: 0857-21-0609

詳しくはこちら

<https://www.pref.tottori.lg.jp/245482.htm>

※ 申請に当たり、他の補助金用の添付書類を転用できる場合があります。事前にご相談ください。

名称

物産展・県フェア及び見本市への出展支援

施策概要

県産品の販路開拓を推進するため、物産展・県フェアの開催や見本市への出展により県内事業者にはマッチング・情報交換の場を提供します。

○支援内容

1 物産展・県フェア、見本市への参加出展者経費支援

県外で行われる鳥取県フェア等の催事又は見本市等（鳥取県又は鳥取県物産協会が主催・共催・出展しているもの）に出展する県内事業者に対して、出展に要する経費の一部を支援。
（先着順、予算がなくなれば終了）（鳥取県物産協会へ事務委託）

(1)概要

ア 対象事業者：県内事業者

イ 支給回数：1事業者につき、1催事等あたり1名までとし、年2回まで

ウ 対象となる催事又は見本市等：県又は鳥取県物産協会が主催・共催・出展する催事又は見本市等
（2日間以上の催事で県内から3社以上の事業者が参加する催事又は見本市等）

エ その他

- ・他に国・県・市町村等から補助を受けている場合は、経費支援対象者に該当しないものとする。
- ・経費支援事業に従事する者を鳥取県内から派遣する場合に限る。
- ・催事等への出展が2日以上であること（準備等は含まない）。

(2)経費支援金額(1名分)

催事開催地	2日間	3日間	4日以上
北海道・東北・関東・沖縄県	20,000円	30,000円	40,000円
中部・近畿・四国・九州（沖縄県を除く）・山口県	10,000円	20,000円	30,000円
中国（山口県及び鳥取県内を除く）	5,000円	10,000円	20,000円

※催事場所までの交通手段・宿泊場所を問わず、催事等の開催日数に応じて定額とする。

※鳥取県内での催事及びとっとり・おかやま新橋館への出店は除く。

(3)支払方法

助成を希望する事業者は、出展終了後2週間以内に、（一社）鳥取県物産協会宛てに書類を送り、請求してください。先着順ですので、予算がなくなれば助成も終了となります。（申請期限：3月の第1金曜日）

【提出書類】

・請求書・・・捺印のある原本

・宿泊等に要した経費の支払証拠書類（領収書等支払金額がわかるもの）

（注）出展した催事によっては、催事の実施内容等がわかるものを提出していただくことがあります。

問合せ先

市場開拓局販路拡大・輸出促進課 : 0857-26-7767

（一社）鳥取県物産協会 : 0857-29-0021

詳しくはこちら

<http://www.pref.tottori.lg.jp/262984.htm>

※ 申請に当たり、他の補助金用の添付書類を転用できる場合があります。事前にご相談ください。

名称

もわかる6次化・農商工連携支援事業(農商工連携型)

施策概要

農林漁業者と連携した(農商工連携)、県内農林水産物を原材料とする食品加工等の取組を支援する。

【支援内容】

- ・食品加工業者による農林漁業者と連携した食品加工等に必要な機械・施設整備の経費
- ・食品衛生法に基づく食肉処理業の営業許可証を取得し、ジビエ(シカ、イノシシなど狩猟の対象となり食用とする野生鳥獣、又はその肉)を主として扱っている事業者(以下、ジビエ事業者という)によるジビエの精肉・加工品等に必要な機械・施設整備の経費
(加工等に必要施設、機械整備(3万円以上のもの)の経費(ハード))
* 不動産(土地代及び建築物)の購入、土地基盤の整備は対象外

【補助率】

- ハード 1/3 (県1/3、市町村任意)
- ※主な要件(2)に該当する事業は1/2を補助(県1/2、市町村任意)

【県の単年度補助限度額】

- 10,000千円
- ※主な要件(2)に該当する事業は、15,000千円

【主な要件】(1)～(3)を満たす

- (1)以下のア及びイの要件を満たす。
 - 食品加工業者の場合
 - ア 補助金交付申請までに、原材料となる連携農林産物について仕入れ金額の50%以上を3年間、1戸以上の県内連携農林業者と安定的に取引する契約を締結する。水産物の場合は仕入れ金額の50%以上は県内の産地市場を経由する。
 - イ プランの目標年において、連携農林水産物はすべて県産となるよう努める。
(水産物にあつては、県内の産地市場を経由したものを含む)
 - ジビエ事業者の場合
 - ア 原材料となる解体処理場に搬入される野生鳥獣について、県内の狩猟者から概ね80%以上を搬入される。
 - イ プランの目標年において、鳥取県HACCP以上の基準適合施設として認定されることに努める。
- (2)国際認証取得又は県外加工から県内加工への切り替えにかかる施設整備は、補助率を嵩上げる。
- (3)プラン実行にあたっては、鳥取県農山漁村発イノベーションサポートセンターの支援を受ける。

問合せ先

農林水産部 東部農林事務所 農商工連携チーム	TEL:0857-20-3654
中部総合事務所 農林局 農商工連携チーム	TEL:0858-23-3163
西部総合事務所 農林局 農商工連携チーム	TEL:0859-31-9768
水産振興局 水産振興課	TEL:0857-26-7317
市場開拓局 食パラダイス推進課	TEL:0857-26-7807

詳しくはこちら

<http://www.pref.tottori.lg.jp/245964.htm>

※ 申請に当たり、他の補助金用の添付書類を転用できる場合があります。事前にご相談ください。

名称

海外展開専門的サポート事業補助金

施策概要

専門家等のサポートを受けながら行う海外展開の取組に対し、その経費の一部を助成します。

1 対象

(1)対象経費 海外展開に係る課題を解決するための専門的サポートを受けるためのコンサル費用(委託費・謝金・旅費交通費)

(2)対象期間 7カ月間

※鳥取県補助事業「新しい生活様式における輸出促進活動支援事業補助金」において専門的サポートを受ける事業は補助対象外とする。

2 補助金の額

補助対象経費の2/3以内(1社あたり上限40万円)

3 公募時期

随時(公募開始 令和5年4月から)

4 事業実施時期

交付決定日から令和6年3月10日まで

問合せ先

公益財団法人鳥取県産業振興機構とっとり国際ビジネスセンター
TEL:0859-30-3161

事業実施は公益財団法人鳥取県産業振興機構とっとり国際ビジネスセンター

詳しくはこちら

<http://tottori-kaigai.com/index.php?view=5362>

名称

「食パラダイス鳥取県」アンバサダー制度

施策概要

「食パラダイス鳥取県」推進の趣旨に賛同し、その実現に向けて新たなチャレンジを行う事業者を「食パラダイス鳥取県」アンバサダーとして登録することで、鳥取県の食の魅力向上と情報発信を行う。

県は「食パラダイス鳥取県」アンバサダー制度に対し、以下の支援を行う。

- 1 メニューや広告、包装資材等に利用できるロゴマーク等のデータの提供（ただし、事業者は、その使用に当たり、別に定める使用マニュアルを遵守するものとする。）
- 2 店舗等に掲出するためのPR資材（ノボリ、POP広告等）の提供
- 3 県産フェア等のイベントへの後援名義の使用（ただし、イベント毎に申請・審査を要する。）
- 4 県ホームページ等でのPR
- 5 県公式グルメサイト「とりたべ」への掲載
- 6 食パラダイス鳥取県キャンペーン（デジタルスタンプラリーやSNSキャンペーン等）の実施
- 7 「食パラダイス鳥取県」のロゴマークを活用した商品パッケージや新たな商品開発等に係る経費の支援（ただし、県内事業者に限る）
- 8 その他、商談会やフェアの情報提供等



登録にあたっては、「食パラダイス鳥取県」アンバサダー募集・登録要綱をご確認いただき、申請書に必要事項を記入の上、市場開拓局食のみやこ推進課まで提出してください。

問合せ先

市場開拓局食パラダイス推進課
TEL:0857-26-7835
FAX:0857-21-0609

詳しくはこちら

<https://www.pref.tottori.lg.jp/311299.htm>

名称

とっとり県産品「鳥取物がたり」登録制度

施策概要

- ・県は、一定の要件を満たす県産品を「とっとり県産品」として登録する。
- ・事業者は、「鳥取物がたり」のロゴマークを活用して県産品であることをPRする。

事業者から登録申請された県産品は、県が登録基準を満たしているか審査し、登録の可否を決定する。

登録申請書は、とっとり県産品「鳥取物がたり」登録要綱に基づき、必要書類を添えて市場開拓局食のみやこ推進課まで提出すること。(申請様式はホームページからも入手可能)

「鳥取物がたり」認定商品は、商品パッケージに以下のロゴマークを使用して製造・販売することができる。

(「鳥取物がたり」ロゴマーク)



問合せ先

市場開拓局食パラダイス推進課 TEL:0857-26-7836
FAX:0857-21-0609

詳しくはこちら

<http://www.pref.tottori.lg.jp/223991.htm>

※ 申請に当たり、他の補助金用の添付書類を転用できる場合があります。事前にご相談ください。

名称

トライアル発注推進事業

施策概要

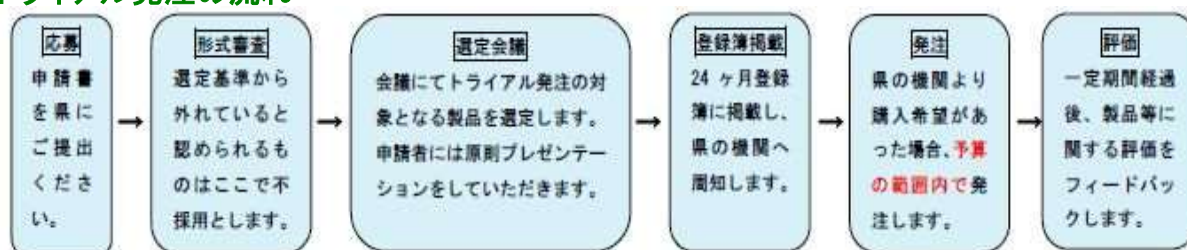
県内で開発され、又は製造された製品等について、県の機関が試行的に発注し、官公庁からの受注実績をすることにより、県内の事業者の販路開拓を支援し、地域経済の活性化を図ることを目的として実施します。

選定基準

以下の全てを満たす必要があります。

- (1) 県内事業者が県内で自ら製造し、又は開発したものであること
- (2) 新規性及び独創性があること
- (3) 市場での流通が十分でないものの、今後の市場性が見込まれること
- (4) 技術の高度化、経営能率の向上、住民生活の利便の増進のいずれかに寄与すること
- (5) 製品等に適用される法令等を遵守していること
- (6) 県が組織として使用することが見込まれるものであり、かつ個人によって効果・嗜好の違いが大きく、組織による評価に馴染まない製品等ではないこと
- (7) 公共事業での使用が想定されるものではないこと
- (8) 過去に本制度に認定された製品等と同一の製品等及びこれまでのトライアル発注対象製品等と類似する製品等ではないこと

トライアル発注の流れ



※事業の全ての行程を原則公開します。あらかじめご了承の上、ご応募ください。

問合せ先

産業未来創造課
TEL: 0857-26-7690
FAX: 0857-26-8117

詳しくはこちら

<https://www.pref.tottori.lg.jp/trial/>

名称

鳥取県ふるさと認証食品制度

施策概要

県内の工場で製造され、食品添加物を使用していない、又は品質を保持するため必要な最小限度としている次に掲げるいずれかのものを「鳥取県ふるさと認証食品」として認証する。
(1) 原材料に県産農林水産物を用いている加工食品(重量割合50%以上)
(2) 地域に古くから伝わる伝統的な製造方法を用いて作られている加工食品
(3) 県独自の新技术を用いて作られている加工食品

事業者から申請のあった商品について、県は審査会を開催し、「鳥取県表彰・認定等審査会(食のみやこ鳥取県推進協議会)」の意見を参考に認証の可否を決定する。
認証申請書は、鳥取県ふるさと認証食品認証要綱に基づき、必要書類を添えて市場開拓局食のみやこ推進課まで提出すること。(申請様式はホームページからも入手可能)

認証食品は、商品パッケージに認証マーク(Eマーク)を使用して製造・販売ができる。

(「鳥取県ふるさと認証食品」ロゴマーク)



問合せ先

市場開拓局食パラダイス推進課
TEL:0857-26-7836
FAX:0857-21-0609

詳しくはこちら

<http://www.tottori3e.jp/>

※ 申請に当たり、他の補助金用の添付書類を転用できる場合があります。事前にご相談ください。

名称

海外販路開拓活動同行支援事業

施策概要

県内企業が海外で行う海外販路開拓活動に係る交渉等に、とっとり国際ビジネスセンターの職員がアドバイザーとして同行し、事業者の海外展開を支援します。

海外販路開拓活動同行支援事業

費用負担	本事業は機構の業務の一環として行い、機構職員の商談等への同行に要する経費は機構が負担します。
アドバイザーとして同行する職員の業務内容	・海外で開催される商談会、物産展、展示会等へ出展する事業者への支援 ・海外で行われる個別企業と商談を行う事業者への支援 ※単なる市場調査への同行は対象外です。
同行可能回数	事業者1社各年度3回まで
同行可能期間	移動期間を考慮したうえで、商談等を行うための必要最低限の期間とします。

問合せ先

公益財団法人鳥取県産業振興機構とっとり国際ビジネスセンター
TEL:0859-30-3161

事業実施は公益財団法人鳥取県産業振興機構とっとり国際ビジネスセンター

詳しくはこちら

<http://www.tottori-kaigai.com/index.php?view=5078>

名称

食パラダイス鳥取県「特産品コンクール」

施策概要

県産農林水産物を主原料とした加工食品等で販売開始3年未満の商品を表彰し、県内外にPRする。

【応募要件】(予定)

次の基準を満たす商品とし、出品数は1事業者について5点以内

○県産の農林水産物を主原料とした加工食品、県産農林水産物の特徴を活かした加工食品であること。

○商品化又は改良(パッケージや内容量のみの変更等を除く)されてから2年未満であること。

○食品表示法及び農林物資の規格化等に関する法律に定める「日本農林規格」、食品衛生法、健康増進法、医薬品、

医療器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律の関係規定に違反しないもの。

○出品の際、変質又は破損しないもの。

【審査方法】

別に定める審査基準に基づき、品質、パッケージ、市場性等を審査

(審査日程は未定)

【表彰】

最優秀賞1点、優秀賞2点、優良賞

【その他】

○出品物の搬入・搬出(発送)経費は、応募者の負担とする。

○受賞商品は県のホームページに掲載する。また、BSSラジオ「食パラダイス鳥取探検隊が行く」、日本海新聞「食い

たんぼう」で優先的に紹介する。

問合せ先

市場開拓局食パラダイス推進課 TEL:0857-26-7835、FAX:0857-21-0609

詳しくはこちら

<https://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=178534>

名称

令和5年度BSSラジオ番組「食パラダイス鳥取県 探検隊が行く！」出演者募集要領

施策概要

本県産農林水産物やそれらを原料にした加工食品等の生産者等が、ラジオ番組内でのパーソナリティとの対話による商品のおいしさやこだわりを発信することで、県産品の消費者への愛着の醸成と利用促進を図る。

番組の概要

1) 番組名

○『食パラダイス鳥取県 探検隊が行く！』（山陰放送(BSSラジオ)「午後はドキドキ！」内コーナー）

2) 放送日時

- 期日 毎週金曜日(令和5年4月～令和6年3月の間)
- 時間 14時40分頃～約5分間の生放送

3) 出演方法

- スタジオ入り又は電話インタビュー出演

問合せ先

市場開拓局食パラダイス推進課
TEL:0857-26-7836
FAX:0857-21-0609

詳しくはこちら

<http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=192559>